

令和6年高島市農業委員会第2回総会議事録

1 開催日時 令和6年2月9日（金）

午後1時30分から午後3時48分まで

2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 9・10

3 出席委員（15人）

会長 6番 中田正敏

副会長 10番 地村満信

1番 田中孝敏

2番 青谷喜代一

3番 橋本久義

4番 高木敏一

7番 前川幸雄

9番 上原満枝

11番 中川幸雄

14番 山田善嗣

15番 浅井嘉己

16番 古田卓見（議事録署名委員）

17番 清水 巧

18番 足立 功（議事録署名委員）

19番 石津紘子

4 欠席委員（2人） 5番 采野 哲

8番 古谷久栄

5 遅参した委員 13番 岸田忠則

6 傍聴人の数 1人

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第 1 令和5年度第7回高島市農産ブランド認証委員会について

第 2 令和5年度地域計画における「協議の場」の結果報告について

第 3 報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議について

- 第 4 報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 5 報告第 4 号 農地買受適格証明書の交付について
- 第 6 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 9 議案第 10 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 10 議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）について
- 第 11 議案第 12 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

第 12 議案第 13 号 高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。

5. 連絡事項

(1) 令和 6 年第 2 回総会について

- ・日 時 令和 6 年 3 月 8 日（金） 午後 1 時 30 分
- ・場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 11・12

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	主任	大辻 可奈子
	主事	南村 悠斗

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長心得	水口 善広
	局次長	伊庭 久美
	参事	青谷 和夫
	参事	前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。それでは定刻になりましたので、ただ今より令和 6 年第 2 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は今現在 15 名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことをまずご報告をさせていただきます。欠席の委員は 5 番采野委員、8 番古谷委員でございます。なお、13 番岸田委員は少し遅れるとの連絡が入っておりますことを報告させていただきます。 本日の案件につきましては、報告事項が 2 件、報告案件が 15 件、農地法に基づく許可等案件といたしまして第 3 条案件が 10 件、第 4 条案件が 3 件、第 5 条案件が 4 件でございます。また市長部局からの案件といたし
-----	---

	まして高島市農用地利用集積計画案件が５５件、農用地利用集積等促進計画案件が６９件、農業経営改善計画の認定案件が３件、農業振興地域整備計画の変更協議案件が５件、以上１６６件につきましてご審議いただくことになっておりますのでよろしくお願いをいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日審議いただきます議事日程第１０、議案第１１号「農用地利用集積等促進計画の作成について」は、■番■■■■■に退席を求め、他の案件と切り離し審議・採決をいただくこととなります。また、議事日程第１１、議案第１２号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」は、■番■■■■■に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。 またみなさまのお手元に「令和６年第２回高島市農業委員会総会参考資料」を配付させていただいておりますのでご確認をお願いします。参考資料についてでございますけれども、個人情報が含まれているものにつきましては回収させていただきます。 （遅参委員 出席）
事務局	それでは、先ほど本日の出席委員を１５名と申しましたけれども、１６名の委員の出席に修正をさせていただきます。 続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いしたいと思います。地村副会長よろしくをお願いいたします。
副会長	それではご起立をお願いできますか。総会の資料を一枚めくっていただきましたら農業委員会憲章が載っておりますので、これをご覧いただいて、ご一緒に唱和をお願いいたします。それではいきます。 （唱 和）
事務局	それでは、中田会長よりごあいさついただきます。ごあいさつの後の総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、会長をお願いいたします。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、本日の議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。

会長	日程第 1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させて頂きます。本日の総会の議事録署名委員には 16 番、古田卓見委員、18 番、足立功委員を指名いたします。お二方よろしく願います。 次に、日程第 2「報告事項」を議題といたします。第 1「令和 5 年度第 7 回高島市農産ブランド認証委員会について」、本来でございますとご出席をいただいております采野委員からご報告をさせていただくわけでございますけれども、本日は所用がございまして欠席をされているというふうに聞いておりますので、代わって事務局の方から報告をさせていただきます。
事務局	お手元の当日配付資料、右上に資料 1 とある資料をご覧ください。令和 5 年度第 7 回高島市農産ブランド認証委員会が 1 月 30 日、午前 10 時から 11 時まで、市役所本館会議室 2 で開催されました。今回の認証申請事案につきましては、個人が 1 名、2 件、2 品目、面積といたしまして 1.5 アールとなっています。すべての申請がランク 1 となっておりまして、詳細につきましては裏面に記載されているとおりでございます。慎重に審議されすべての申請が認証されたことをご報告いたします。以上でございます。
会長	それでは本件につきまして、何かご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、続きまして、第 2「令和 5 年度地域計画における「協議の場」の結果報告について」報告をお願いいたします。
事務局	令和 5 年度地域計画における協議の場への出席につきましては、後ほど協議事項で説明させていただきますが、2 月 5 日に開催された第 1 回協議の場には、マキノ地域の計画 2 件、青谷委員が担当されている区域の協議であったことから、青谷委員に出席いただきましたのでご報告いたします。
青谷委員	2 番青谷でございます。令和 5 年度第 1 回地域計画協議の場ということで、去る 2 月 5 日 13 時から開催されまして、そこに出席をさせていただきましたので報告をさせていただきます。内容は地域計画案の審議ということで 2 件ございまして、マキノ町の白谷地域、それからマキノピックラ

	ンド果樹園地域の２件でございました。内容についてですが、地域計画案につきまして審議をさせていただきまして、協議内容につきましては、質問等々につきましては何点かございましたが、地域計画案の原案につきましては特に意見がなかったというところでございます、この原案のとおり今後の計画策定に向けて手続きを進めていくというような形になったということでございます。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	このことにつきまして、何かご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
会長	ご質問がないようですので、以上で、日程第２「報告事項」を終わりとさせていただきます。
会長	次に、日程第３、報告第２号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議について」を議題といたします。このことにつきまして事務局から説明をいたします。
事務局	４ページをお開きください。報告第２号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議について。認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第２条第１項第４号の規定に基づき、これに同意したので同条第２項の規定に基づき報告します。令和６年２月９日。高島市農業委員会会長。 番号１。土地の表示、地番３０８９番６。地目、田。面積２６９平方メートルのうち１．４４平方メートル。設置協議位置図等は、報告・議事案件資料集１ページから２ページをご参照ください。本件につきましては、農地法施行規則第５３条第１項第１４号の規定により、特例として農地法の許可を不要とする案件でございます。詳細につきましては、認定電気通信事業者いわゆる携帯電話の鉄塔等の設置業者が、携帯電話の通話品質向上のために設置する場合は農地転用許可が不要というものです。認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う協議書が提出され審査したところ、特に問題ないと判断されることから、高島市農業委員会会長専決規程第２条第１項第４号の規定により令和５年１２月２８日に同意いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

会長	本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。はい、中川委員どうぞ。
中川委員	11番中川です。ちょっと教えてほしいんですが、図面の2ページを見させていただきますと、一番下の方に固定柱があって円丸はしていただいているんですが、ひとつ疑問に感じるのが円丸部分だけが面積の1.44なのか、そしてもうひとつ疑問に感じるのが、北側、上の方ですね、そこにアンテナ、電柱か何かわからないんですが、それがあると思うんで、その部分は面積に含まれているのかいないのか、ちょっと教えてほしいんですけど。
事務局	今の中川委員のご質問につきましてお答えをさせていただきます。今、言われました資料集の2ページの図面のところなんですけれども、上の方にありますのが、今現在既存のアンテナが、昔に土地利用協議で届けされたものでして、今回老朽化してきましたので、これの新たな付け替えということでこの青丸で囲った部分で申請があったというものでございまして、その1.44平米といいますのが、この四角で囲った支柱を建てる部だけの面積というところになります。以上でございます。
会長	他にご意見ご質問はございませんか。それでは、ご意見ないようでございますので、以上で、日程第3「報告第2号」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第4、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局より説明いたします。
事務局	5ページをお開きください。報告第3号、農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づきこれに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和6年2月9日。高島市農業委員会会長。 番号1、土地の表示、地番12番。地目、畑。面積450平方メートル。現況非農地。計1件、450平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地

	目が変更となります。以上でございます。
会長	本件につきまして、何かご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようでございますので、以上で、日程第4「報告第3号」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第5、報告第4号「農地買受適格証明書の交付について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
事務局	6ページをお開きください。報告第4号、農地買受適格証明書の交付について。農地の競売参加にかかる農地買受適格証明願の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第2号の規定に基づき、買受適格証明書を交付したので同条第2項の規定に基づき報告します。令和6年2月9日。高島市農業委員会会長。 番号1、番号5および番号9。土地の表示735番。地目、田。面積2,526平方メートル。 番号2、番号6および番号10。土地の表示785番。地目、田。面積3,227平方メートル。 番号3、番号7および番号11。土地の表示865番。地目、田。面積3,291平方メートル。 番号4、番号8、番号12、および番号13。土地の表示883番1。地目、田。面積3,884平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の3ページから9ページをご参照ください。また、本日の参考資料の資料2「競売等の買受適格証明願の取り扱いについて」をあわせてご覧ください。民事執行法に基づく農地の競売の入札に参加するには、農業委員会が交付する「農地買受適格証明書」の提出が必要となります。基本的な考え方として、競売等の買受適格証明書は法的な根拠はなく、裁判所に対し農業委員会が行うサービス行為となります。法に照らして合理的な理由がなければ、特定の人や法人によって証明書の発行を断ることができないものとなっております。 証明書交付の手続きの流れとしましては2パターンございます。1つ目、入札期間が、総会開催日以後の場合です。申請者より証明願が提出され、総会で審議ののち適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定

	通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、農地法第3条許可を専決し次回総会で報告するという流れです。2つ目、入札期間が総会開催日前の場合です。申請者より証明願が提出され専決処分により適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、総会で農地法第3条許可を議決するという流れです。 今回、入札の期間は令和6年2月6日から2月13日までであったことから、2月総会では、入札期間が総会開催日前の場合の対応となり、高島市農業委員会会長先決規程第2条第1項第2号の規定に基づき買受適格証明書を交付しましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。はい中川委員。
中川委員	11番中川です。位置図8ページ、9ページのところなのですが、この網掛けの部分でかぎ型になっているんですが、普通農地ですとまっすぐの一枚になると思うんですが、下の写真でいくと、9ページの下の写真でいくとまっすぐの赤線が引かれているんですが、これは別地番があるという意味でかぎ型になっているんですか。その辺を。
事務局	ただ今の件についてご回答させていただきます。883の1の北側でございますが、別の地番で関電の鉄塔ですかね、その部分が別地番という形でとられてまして、かぎ型のような形になって、その部分は含まれていないというような状況になってございます。
会長	よろしいですか。他何かございませんか。それではご意見ないようでございますので、以上で日程第5「報告第4号」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第6、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局およびそれぞれ担当いただきました委員から説明をお願いします。
事務局	8ページをお開きください。高島市農委議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年2月9日。高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。9ページをご覧ください。 1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番1869番。地目、畑。

橋本委員	面積１０５平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１０ページから１１ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため耕作することが難しくなった譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を行う上で便利がよいマキノ町在住の譲受人が、贈与により畑１筆を所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 ３番橋本です。事務局のご説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。
事務局	番号２、土地の表示。地番４３４番１。地目、田。面積５１７平方メートル。地番４６０番。地目、田。面積９０７平方メートル、計２筆１，４２４平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１２ページから１４ページをご参照ください。申請地は、高齢のため管理することが難しく、隣接する居宅とともに売却したい譲渡人と、申請地と居宅を購入し、体験農園と収穫物を使ったレストランを経営したい県外在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。譲受人は、草刈り機により除草を行う旨の農地復元計画書を添付されており、樹園地としてレモン、ライム、キウイを作付けする計画です。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高木委員	４番高木です。２番に対して、民家の譲渡それに付随して田畑がついていたもので、別にこの大阪の方から来られる人が、これから気張って集落の中のことをやるというふうに聞いておりますので、別にさほど問題はないと思いますので、皆様、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。
事務局	番号３、土地の表示。地番４７１９番。地目、田。面積３，１５８平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１４ページから１６ページをご参照ください。申請地は、耕作することが難しく処分したい譲渡人と、維持管理できる今津町在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。現在、田植えと稲刈りは今津の農地所有適格法人に作業委託されており、委託は継続し譲受人は耕起と維持管理をされます。譲受人世帯における農機具の保有状況はトラクターが１台、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

中田委員	それでは6番中田でございます。確認をさせていただきましたのでご報告申し上げます。詳細につきましては、ただ今事務局の方から説明があったとおりでございます。この地域につきましては、今津の中心的な農地のところというふうなことで振興地域でございますけれども、所有者自体が農地の売却をしたいというふうな申し出がございました、なかなか買い手が見つからなかった中で、同集落の譲受人がそれならというふうなことで購入をすることになりました。譲受人につきましては、今現在は18.74アールしか作っておりませんけれども、本人は退職をしておりますので、これからしばらくの間は農地の拡張も出来ていくやろうというふうなことでございます。所有権自体はもう少し、たぶん12反ぐらいは持っておられるはずでございますので、そうした中でこういった流れが出てきたというようなところでございます。16ページの写真見ていただきますと、ちょっと荒れたような感じはあるんですけれども、この圃場につきましては1年以上耕作がされていないという状況では決してございませんので、この点につきましては常時私どもも通っておりまして確認しておりますので、このことにつきましても併せてご報告をさせていただきたい、このように思っております。以上でございますので、どうか慎重なる審議をお願い申し上げたいと思います
事務局	番号4、土地の表示、地番707番。地目、田。面積915平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集16ページから18ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住していることから耕作することが難しい譲渡人と、居住地や所有する農地に隣接し利便性がよい朽木在住の譲受人が、売買により田1筆を所有権移転するものです。申請地では野菜を栽培する計画です。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
上原委員	9番上原です。現地確認よせていただきました。譲渡人はもう朽木にはいらっしゃらなくて、もうお家の方、そして土地の方も売られてます。田んぼになっていますが畑として、次、譲受人さんは利用したいということです。譲受人さんの本当に隣の土地ですので利便性もよくて、いいお話だったなと思っております。どうぞご審議よろしくお願いいたします。
事務局	番号5。土地の表示、地番244番1。地目、畑。面積192平方メー

上原委員	トル。申請位置図等は報告・議事案件資料集１８ページから２０ページをご参照ください。申請地は、高島市空き家紹介システムに農地付き空き家として登録していた譲渡人と、朽木で物件を探していた県外在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により畑１筆を所有権移転するものです。当面は仕事があるため家屋の修繕工事を行いながらの二拠点生活となりますが、申請地で季節の野菜や花を栽培し、家庭菜園として利用する計画です。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 ９番上原です。こちらも現地確認よせていただきました。この譲渡人さん、事務局の方の説明がありましたように、譲渡人さんは遠方に住んでおられまして、長い間空き家でした。そしてそのお家の傍にこの今回の目的のものがございます。空き家といっしょに売買をされるというお話で、お野菜やらお花をつくるということもお聞きいたしました。どうぞご審議よろしく願いいたします。
事務局	番号６。土地の表示、地番２９９番。地目、畑。面積１７１平方メートル。地番６７３番１。地目、田。面積７２４平方メートル。地番６７３番２。地目、田。面積２１４平方メートル。計３筆１，１０９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２０ページから２３ページをご参照ください。申請地は、後継者がいないため農地を売却したい譲渡人と、現在耕作している農地を含め申請地を耕作できる安曇川の農地所有適格法人が、売買により所有権移転するものです。譲渡法人における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。譲受人は大規模に頑張って農業を経営されておられます、ということで、この案件確認をいたしました。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号７。土地の表示、地番３１２６番。地目、田。面積３，０７０平方メートル。地番４８番。地目、畑。面積１４２平方メートル。地番１５１番。地目、畑。面積１２５平方メートル。地番１７１番。地目、畑。面積１９８平方メートル。地番２６０番。地目、畑。面積１９８平方メートル。地番２８４番。地目、畑。面積１８５平方メートル。地番２８８番。地目、畑。面積５９平方メートル。地番２９７番２。地目、畑。面積３３平方メ

	一トル。地番 3 1 4 番。地目、畑。面積 2 0 1 平方メートル。地番 3 1 7 番 1。地目、畑。面積 5 7 平方メートル。地番 1 5 6 5 番。地目、田。面積 3, 4 2 5 平方メートル。地番 3 9 1 2 番。地目、田。面積 3, 0 3 4 平方メートル。地番 3 9 3 6 番。地目、田。面積 6 0 0 平方メートル。地番 3 9 3 8 番。地目、田。面積 1, 9 0 6 平方メートル。地番 3 9 4 1 番。地目、田。面積 3, 0 2 0 平方メートル。地番 4 2 2 1 番。地目、田。面積 3, 0 3 2 平方メートル。計 1 6 筆。面積 1 9, 2 8 5 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 2 4 ページから 3 9 ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作することが難しくなってきた譲渡人と、後継者として祖父の農地を所有し農業経営を行う安曇川在住の譲受人が、生前贈与により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	1 0 番地村です。譲受人はですね、生前贈与を祖父から受けてですね、頑張って耕作するという事で若い男性でございます。頑張っていくと申し出ております。よろしくご審議をお願いします。
山田委員	1 4 番山田です。申請内容については、今事務局の方から説明のあったとおりでございます。私が確認させてもらったのは永田の 1 5 6 5 番ということで特に問題はないというふうに思いますので、よろしくお願いします。
浅井委員	1 5 番浅井でございます。今事務局の説明のあったとおりでございます。地村さんと山田さんの言われたとおりで、地域がバイパスから東の農地でございますので、比較的広い土地で作りやすいかなという思いで現場も見てきました。問題ないと思いますのでどうかご審議のほどよろしくお願いします。
事務局	番号 8。土地の表示、地番 1 5 5 9 番。地目、田。面積 5 1 5 平方メートル。地番 4 1 0 9 番。地目、田。面積 5 6 4 平方メートル。計 2 筆 1, 0 7 9 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 4 0 ページから 4 3 ページをご参照ください。申請地は、番号 7 の譲受人が、後継者として父の農地を所有し農業経営を行うため、生前贈与により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業

	経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	14番山田です。申請内容につきましては、今事務局から説明のあったとおりでございます。永田の1559番を確認をさせていただきました。特に問題はないというふうに思います。よろしくお願いします。
浅井委員	15番浅井でございます。鴨地区の4109番564平米の田んぼだけ見させていただきました。特に問題ないかと思しますので、ご審議よろしく願いいたします。
事務局	番号9。土地の表示、地番3575番。地目、田。面積563平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集43ページから45ページをご参照ください。申請地は、高齢のため維持管理できなくなった譲渡人と、オリーブなど果樹の栽培をしたい安曇川在住の譲受人が、売買により田1筆を所有権移転するものです。申請地は不耕作地で、現在水路が利用できず田として利用できないことから樹園地として利用し、手作業でオリーブを作付けする計画です。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
浅井委員	15番浅井でございます。この土地につきましては、長年にわたって遊休農地となっていた状況で事務局の説明どおり田んぼとしての利用価値はないものと思います。この譲受人の■■■さんですか、実はオリーブを作りたいということで相談に來られました。私もちょっと近くでオリーブを栽培をさせてもらっているので問題ないのかなあという思いで、話を聞かせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。
事務局	番号10。土地の表示、地番100番2。地目、田。面積1,014平方メートル。地番100番3。地目、田。面積856平方メートル。計2筆1,870平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集45ページから47ページをご参照ください。申請地は、高齢で後継者がいない譲渡人と、高島に拠点があり農業の規模拡大をしたい県外在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

古田委員	16番古田卓見です。ただ今事務局より説明いただきましたとおりであります。私も現地確認しましたところ、間違いありませんでした。皆様方のご審議をお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を行います。本件につきまして、ご意見ご質問がございましたらご発言ください。はい、中川委員どうぞ。
中川委員	11番中川です。手続き上の話をさせていただきたいんですが、今の3条案件ですので、例えば番号7、8の二つの事案ですが、申請人は一人であって、農業委員会の規定上、その農業委員会の地域の方から確認をもらう、それはわかるんですが、3条ですのでこういう案件については一人の農業委員で確認ができないのかなと、こういう案件は稀ですけど、なかなか3人、4人、5人という。申請案件は一つであって、土地柄で4人5人で農業委員から確認をもらわんなんということは、非常に手続き的にわしどうかなと。4条5条だったら、その現地をその土地を農業委員が確認するということはわかるんですが、3条はわしちょっといかがかなあという思いがあるんで。規定上しやあないというふうには思うんですが、なんとかならんかなあと、申請人が大変やと、大変手間がいるというふうに思うんで、なんか簡素化ができないかなという思いで質問をさせていただきました。
事務局	ただ今の件についてお答えをいたします。中川委員がおっしゃっていただきましたように、今農業委員会のルールといたしましては、3条4条5条問わず、申請地の属する担当いただいている農業委員の方から確認印をもらっていただくというルールになってございますので、ただ今おっしゃっていただきましたような3条案件についてどうやというご意見をいただきましたので、このあたりについては今後の課題として検討というふうに考えさせてもらえたらと思います。以上でございます。
会長	よろしいですか。この1案件に複数の委員が出ていかなければならない、同じような、場所が違うのでということで、そういったことにつきまして何か事務局の方で検討するというような返答やったんですけれども、いい機会ですので、皆さん方から、こうしたらどうかというふうなご意見がありましたらお願いしたいと思いますが。山田委員どうぞ。

山田委員	14番山田です。私も実質今回の担当の分になったんですけども、今中川委員おっしゃられたとおり、総合的に整理していただいて、地域的な部分もあるかもわかりませんが、3条に関しましては、そういった複雑な部分でもないんで、トータル的に誰かが対応して確認するというだけでもいいのかな、と私も思っていました。
会長	ほか、ご発言ございませんか。はい浅井委員。
浅井委員	15番浅井です。先ほど私も報告させていただいたんですけども、この3条の申請持ってこられた方、順番に農業委員さんのところ回ってこられたんですけども、その時に書類見させてもらったら、3人も連名で書く欄がありましたので、ちょっと不審に思いました。今後検討していただければどうかなという意見でございます。
地村委員	私も3人目の農業委員として印鑑を押させてもらったんですけども、まずおっしゃっているご意見はようわかるんですが、私は安曇川なんで、高島町永田とか鴨とかですわね農地がわからない。ちょっとそこまで責任持たんなんのかなあという、個人的には思いましたですね。もちろん印鑑を押してくださいと来られる方は、3件の農業委員さんへ回ってもらわんなんさかい大変でしょうけども、ちょっときついなと私にとってみたら。高島町の永田、鴨まで行かんんなかなあと思って、確認せんんなかなあと思って。そのへんはちょっと私の個人的な考えですので、今後検討していただいて、いい意見を答えを出してくれはったらいいと思います。以上です。
会長	ほか、ございませんか。今いろいろご意見いただいて、確かに一地域の中であって、エリアが違うから3人行かんなんと不合理かなとは思いますが、今、地村副会長のご発言ございましたように、例えば今津ブロックと安曇ブロック、高島ブロックというふうにあったときにですね、安曇川の方が全部今津まで行くんか、マキノまで行くのかということ、確かに確認ということからいくと難しいから、ここですよと申請者に連れていってもらったらいいんですけども、その辺の兼ね合いも含めた中でね、例えば同じ安曇川なら安曇川であれば一人の方で行ってもらう、ただブロックが分かれた場合には2人にするとか、いったこともやっぱり検討材料かなというように思います。ちょっと1か月ではなしに、しばらく時間いただいております、事務局の方で検討をさせていただきたいと思っておりますし、

	法的な整理のこともございますので、誰がどこというのは当初総会の中で決めておりますので、そのへんも含めた中でどう扱うかということについて、ちょっと4月の総会には答えが出せるぐらいの流れで、ちょっと時間をいただけたらと。会としての私の思いでございますので、そういったことでまた進めさせていく中でご意見いただける機会もあろうかと思っておりますので、中川委員にご発言いただいたこの件につきましては、そういう方向で今回、今日のところはまとめたいと思っております。それでご承諾いただけますか。
会長	それでは、本題の方でございますけれども、他にご意見ご質問ございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見がないようですので、これより議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決をさせていただきたいと思っております。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１０の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第７号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号１から番号１０の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	続いて、日程第７、議案第８号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員

事務局	からそれぞれ説明をお願いします。また地区委員会が開催されています案件がありますので、これにつきましては地区委員長より併せて報告をお願いいたします。 12ページをお開きください。高島市農委議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年2月9日高島市農業委員会会長。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。13ページをご覧ください。 番号1。土地の表示、地番344番。地目、畑。面積304平方メートル。地番345番。地目、畑。面積545平方メートル。計2筆849平方メートル。転用目的、養鶏場・物置小屋。申請位置図等は報告・議事案件資料集の48ページから50ページをご参照ください。本件は、鶏の卵の販売を目的とした養鶏場と物置小屋を設置するため、畑2筆を農地転用するものです。農地区分は、申請地は団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であることから第1種農地と判断され原則不許可となりますが、転用目的が卵の販売を目的とした養鶏場、農畜産物販売施設は例外的に許可できるものに該当し、地元で生産および販売される農畜産物であり地域の農業に資することからやむを得ないと考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については自然浸透とします。なお申請地は、平成26年5月に事前に農地法による転用許可を得ずに養鶏場と資材やえさを保管するための物置小屋を設置し申し訳なく、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。顛末案件でございますが、反省されてましたんで、現地確認してお話をしました。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号2。土地の表示、地番1433番1。地目、田。面積61平方メートル。転用目的、農業用倉庫。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の51ページから53ページをご参照ください。本件は、農業用倉庫を設置するため、田1筆を農地転用するものです。農地区分は、申請地は集落内で住宅等が連たんしているため第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、自然浸透とします。なお申請地は、農地法について十分理

地村委員	解していなかったため、昭和３８年ごろに農業用倉庫として無断で転用し申し訳なく、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 １０番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。これも顛末案件でございまして、反省されてました。現地確認しました。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号３。土地の表示、地番８０９番１。地目、田。面積７１３平方メートルのうち０．３３平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備設置一時転用。申請位置図等は、議事案件資料集の５３ページから５５ページをご参照ください。また、本日の資料、資料３をご覧いただきたいと思えます。営農型太陽光発電設備とは、太陽光発電設備で売電収入を得ながら、太陽光パネルの下部の農地で営農を行う設備のことです。本件は、申請人が太陽光パネルで日陰を作り原木シイタケを育てるために一時転用申請するものです。申請内容について、申請地は農振農用地、青地であるため一般的な農地転用の許可を得ることはできませんが、営農型太陽光発電を目的とする場合は原則３年以内の一時転用であれば許可が可能となっております。申請地は平成３０年２月から３年間の一時転用許可を受け、今回は３回目の一時転用申請となります。転用許可の主な条件として、１つ目、パネル下部にて営農し、栽培する作物の地域の平均の概ね８割以上の収穫が必要であり、高島市では３割以上の減少で是正指導することを平成３０年に取決め済みです。また、２つ目、毎年２月末までに収穫状況の報告が必要となっておりますが毎年報告はされており、令和５年の報告では７割以上である１００キロの収穫をした旨の報告をいただいております。被害防除については、雨水は、自然浸透および南側の水路へ放流しますが、万一被害が生じた場合には、申請人が責任を持って対処する旨の誓約書も添付されています。農地法第４条の規定により審査したところ必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。今回の申請の詳細につきましては、事務局から説明のあったとおりでございます。今回の申請に際しましては、先月２６日に高島地域の地区委員会を開催をいたしまして、今回提出されている申請書類それから現地確認を行い、地区委員会として協議をいたしました。特に出荷の状況につきましては、近隣の直売所に出荷をしているという事実も確

会長	認をいたしまして、総合的に判断をして問題なしというふうな地区委員会としての決定をいたしたところでございます。以上です。 以上で説明が終わりました。これより、議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について審議に入ります。本件について、ご意見やご質問はございましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようでございますので、これより、議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 3 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」のあった番号 1 から番号 3 の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第 8、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員から説明をお願いします。
事務局	14 ページをお開きください。高島市農委議案第 9 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和 6 年 2 月 9 日高島市農業委員会会長。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農

	地法第5条第1項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。15ページをご覧ください。 1、所有権の移転。番号1。土地の表示、地番1564番1。地目、田。面積1,172平方メートル。転用目的、長屋住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の56ページから58ページをご参照ください。本件は、譲受人が長屋住宅1棟10戸を建設するため、田1筆を売買により譲受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域第1種住居地域であるため、第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については東側の既設道路側溝へ放流し、北側および南側にはコンクリートブロックを設置し、一部南側にL型擁壁を設置します。また雑排水は公共下水道へ接続し放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は3月上旬から8月下旬の予定です。以上でございます。
前川委員	7番前川でございます。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。現地確認も行い問題ないと判断をいたします。慎重審議よろしくお願いいたします。
事務局	番号2。土地の表示、地番1019番。地目、田。面積304平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の59ページから61ページをご参照ください。本件は、建設業を営む譲受法人が、社有車両の駐車場として田1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は都市計画区域の用途地域、準工業地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水は北側の普通河川へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は2月中旬から7月末日の予定です。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。この農地は耕作放棄地になっていました。そしてこの農地は譲受人の会社の近くにあります。現地確認をしました。よろしくご審議をお願いします。

事務局	番号３。土地の表示、地番２４５番。地目、田。面積２２４平方メートル。転用目的、農機具置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の６１ページから６３ページをご参照ください。本件は、申請地周辺の農地を耕作している農地所有適格法人が、農機具やアタッチメントの仮置き場として利用するため、田１筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は、集落内で住宅等が連たんしていることから、第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については自然浸透とします。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお申請地は、地目は田ですが圃場整備に伴い対象外農地として地上げされ畑地化されており、亡くなった父より２０年ほど前から道向かいの畑で作業をする際の農具や資材を保管するプレハブを設置し車を駐車してきたと聞いており、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。顛末案件でございますが、譲受人は大規模に農業経営をされておられます。現地確認もしました。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号４。土地の表示、地番１６４１番１。地目、田。面積４６９平方メートル。転用目的、貸倉庫・貸駐車場。申請位置図等は報告・議事案件資料集の６４ページから６７ページをご参照ください。この案件につきましては昨年１２月総会において、譲受人が法人により申請があり許可されたところではありますが、許可後において譲受人を個人名で申請したい旨の相談があり未だ工事に着手されていないことから、今般取り下げ願いが提出され、新たに個人が法人に貸し出すための貸倉庫および貸駐車場として申請があったものでございます。それでは説明に入らせていただきます。 本件は譲受人個人が土地を取得し、会社として経営する取引先が増加したことから、事業資材を保管する倉庫が手狭となったため新たな倉庫を建設するとともに駐車スペースを確保し、法人に貸倉庫、貸駐車場として貸し付け、田１筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、申請地は集落内で住宅等が連たんしているため、第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水は南側および西側の水路へ放流します。万一被害が生

	じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、転用について、隣接する農地の所有者の承諾書も添付されています。なお申請地は平成のはじめ、譲渡人に村の役をしていた親族から村の下水工事の土砂の仮置き場として利用することを頼まれそれを承諾しその後そのままになってしまい、土地の一部に倉庫を建設してしまったもので、今後はこのようなことがないよう農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は2月中旬から6月下旬の予定です。以上でございます。
岸田委員	13番岸田です。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。顛末案件でございますが、現地確認してまいりました。以前と同じような状況でございましたので報告申し上げます。よろしくご審議お願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請」について審議を行います。本件につきまして、ご意見やご質問ございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	それではご質問等がないようですので、これより、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決に入ります。最初に「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第９号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号１から番号４の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。 ここで１０分程度休憩をとらせていただきます。 （農業政策課職員 入室）（１０分間休憩）
会長	それでは定刻になりましたので、再開をさせていただきたいと思います。 日程第９、議案第１０号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	１６ページをお開きください。高島市農委議案第１０号、高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和６年２月９日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。 １、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。 ２、公告予定年月日、令和６年２月２０日。 高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和６年２月２０日、滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は１８ページから１９ページでございます。なお、貸し手、借り手の住所、氏名の読み上げについては割愛させていただきます。１利用権設定について、利用権設定農用地は５２筆、利用権設定面積は７９，３１４平米でございます。内訳としまして新規２５筆、面積は３３，６０１平米、継続２７筆、面積４５，７１３

	平米です。利用権設定者は２１名、農用地利用申出者は１４名でございます。その他、利用権設定各筆明細は２０ページから２５ページのとおりでございます。続いて所有権移転について、所有権移転農用地は２筆、所有権移転面積は６，２３１平米、所有権譲渡者、売り手は１名、所有権譲受者、買い手は１名、その他所有権移転各筆明細は２６ページのとおりでございます。３．所有権移転取り消しについて、所有権移転取り消し農用地は１筆、所有権移転取り消し面積は１，３６１平米、所有権取り消しの譲渡者売り手は１名、所有権取り消しの譲受者は１名、その他所有権移転取り消し各筆明細は２７ページのとおりでございます。今回の取り消しにつきましては、１月の農業委員会の総会の案件で１月の公告日より前に所有者の方がお亡くなりになられたため、公告の取り消しを行うものであります。農用地利用申出者および所有権移転譲受者１５名はすべての農用地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第１０号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議を行います。それではまず２０ページから２５ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号５２の案件について審議を行います。本件につきまして、何かご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	それではご意見ないようですので、これより、議案第１０号「高島市農用地利用集積計画の決定について」採決を行います。２０ページから２５ページ利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号５２の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号５２の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
会長	次に２６ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から

	番号２の案件について審議を行います。本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見がないようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号２の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号２の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	続いて２７ページ、所有権移転取り消し各筆明細「売り手から買い手」番号１の案件について審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	所有者は死亡ということでございますので、それではご意見ないということで、これより、所有権移転取り消し各筆明細、「売り手から買い手」番号１の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転取り消し各筆明細、「売り手から買い手」番号１の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に 日程第１０、議案第１１号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	２８ページをお開きください。高島市農委議案第１１号、農用地利用集

農業政策課 会長 会長 会長	積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和6年2月9日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。 1、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。 2、公告予定年月日、令和6年3月29日。 農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。 農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画、令和6年3月29日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は30ページのとおりでございます。こちらについても、貸し手、借り手の住所、氏名の読み上げについては割愛させていただきます。1. 農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は69筆、権利設定面積は134,061平米、農地中間管理機構に権利の設定をする者、貸し手は27名、権利の設定を受ける者、借り手は14名、その他、農用地利用集積等促進計画は31ページから37ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。 以上で説明が終わりました。これより、議案第11号「農用地利用集積等促進計画の作成について」審議に入ります。はじめに31ページ、農用地利用集積等促進計画、番号1の案件について審議を行います。法第31条第1項の規定により■番■■■■の退席を求めます。 (■■■■ 退席) 本件について、何かご意見ご質問はございますか。 (質疑・意見なし) ご意見、ご質問がないようですので、これより31ページ、農用地利用集積等促進計画、番号1の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
--	---

会長	よって３１ページ、番号１の案件については原案のとおり同意することに決定をいたしました。 (入場・着席)
会長	続いて、３１ページから３６ページ、農用地利用集積等促進計画、番号２から番号５６の案件、および３７ページ、農用地利用集積等促進計画、機構から受け手、番号１から番号１３の案件について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようですので、これより、採決に入らせていただきます。３１ページから３６ページ、農用地利用集積等促進計画、番号２から番号５６の案件、および３７ページ、農用地利用集積等促進計画、機構から受け手、番号１から番号１３の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、３１ページから３６ページ、農用地利用集積等促進計画、番号２から番号５６の案件、および３７ページ、農用地利用集積等促進計画、機構から受け手、番号１から番号１３の案件については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第１１、議案第１２号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	３８ページをお開きください。高島市農委議案第１２号、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。次の議案を提出する。令和６年２月９日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要等につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。

農業政策課	農業政策課大辻と申します。私より農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明申し上げます。３８ページをご覧ください。 今回申請がありましたのは、新規案件として今津地域で１件、高島地域で２件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。 ３９ページをご覧ください。番号１の■■■■さん、■■■■さんの共同の農業経営改善計画の概要でございます。認定農業者制度におきましては、要件に合致すれば複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めることとしており、■■■■さん、■■■■さんは平成３０年にご夫婦共同で認定新規就農者となられ、今回も共同で認定申請をされました。現状は、１２０アール経営されておりますが、お父さんの経営を継承された上で、集積・集約を積極的に進めつつ、５年後には１，４４９アールまで拡大する計画を立てられています。今後は、経営状況を分析してコスト管理を徹底し、品種の選定の工夫などにより労働力の分散を図りながら収益の向上を目指していくとされております。 続きまして４０ページをご覧ください。番号２の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。現状の経営面積は２８６アールであり、農地の集積や集約を進めることで６２７アールに拡大する計画を立てられています。今後は、青色申告に取り組んで経営状況を分析しコスト管理を徹底していくとともに、水稻の作付品種の選定を見直し作業効率を上げるなどにより労働時間の適正管理に努められるとのこと。また、集落ぐるみでのオリーブの生産や加工にも取り組まれ、所得の向上を図るとされています。 続きまして４１ページをご覧ください。番号３の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。現状の経営面積は２０８．８アールであり、農地の集積や集約を進めることで２５０アールに拡大する計画を立てられています。今後は、ご自身の経営状況を分析しコスト管理を徹底して所得の向上を図るとともに、集落内の担い手の育成について大変意欲的に考えておられることから、地域の持続可能な農業経営についても積極的に環境整備を進めるとされております。以上の３件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、また関係機関からはすでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第１２号「農業経営改善計

	画の認定につき意見を求めることについて」審議します。それではまず40ページ、番号2の案件について審議を行います。法第31条第1項の規定により■■■■番■■■■の退席を求めます。 (■■■■ 退席)
会長	本件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようですので、これより、番号2の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、番号2の案件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。 (■■■■ 入場・着席)
会長	続きまして、39ページ番号1および41ページ番号3の案件について、審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。はい、清水委員どうぞ。
清水委員	17番清水です。これ全部新規で機械ダーツとリストあがってますけど、全部買わはるんですか。
農業政策課	番号1の■■■■さんの共同申請の件ですね。この方先程も口頭で申しましたように、お父さんの経営を継承される形で、今回計画を立てられているんですけども、今までお父さんとご夫婦の経営を分けられていた時には、お父さんが水稻をすべて担ってらっしゃって、そのお父さんの機械を譲り受けるという形ですので、考え方としては新規に取得するもしくは持っているものを更新するという考え方の中で、今回はそのまま譲り受けるという形ですので、書き方として新規となってしまいますが、実際は購入をされるわけではないということを申し添えます。今は、必要な機械は借りら

	れているということでしたので。
会長	他ございませんか。それではご意見ないがないようでございますので、これより、番号１および番号３の案件について、採決をいたします。まず、番号１の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第１２号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号１および番号３の案件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
会長	続きまして、日程第１２、議案第１３号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	４２ページをお開きください。高島市農委議案第１３号、高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和６年２月９日。高島市農業委員会会長。高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、次の高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求める。農用地利用計画変更案につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	私の方より、農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについてご説明申し上げます。まず農用地区域を除外する土地につきましてご説明申し上げます。 番号１でございます。４４ページおよび４９ページから５７ページをご覧ください。今津地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は、田２６１平米でございます。事業者、土地所有者につき

ましては49ページの調整調書記載のとおりでございます。整備内容につきましては、資材置場の整備を今津町藺生において行うものであります。位置図は報告・議事案件資料集70ページから71ページを併せてご覧ください。転用予定者の事業所の隣地に資材置場を整備するものでございます。建築工事業を営む中で、近くで資材置場が必要であることから設置場所を検討した結果、隣地の当該地になったものでございます。法第13条第2項の規定に基づき除外が適当であるか検討させていただいたところ、申し出の土地は規模条件等から見て最も適した土地で代替すべき土地もなく、また農業上の効率的な利用にも支障なく、農地の集団化、農業の効率性等利用上の支障はないと認められるなど要件を満たしており、やむを得ないものと判断いたしました。

続きまして、番号2でございます。45ページおよび58ページから66ページをご覧ください。マキノ地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は、田298平米でございます。事業者、土地所有者につきましては58ページの調整調書記載のとおりでございます。整備内容につきましては、一般住宅の建築をマキノ町沢において行うものであります。位置図は報告・議事案件資料集71ページから72ページを併せてご覧ください。転用予定者の居住地および倉庫の隣地に一般住宅を建築するものでございます。居住地および仕事で使用する道具、機械のある倉庫の近くで建築場所を検討した結果、宅地に隣接している当該地になったものでございます。法第13条第2項の規定に基づき除外が適当であるか検討させていただいたところ、申し出の土地は規模条件等から見て最も適した土地で代替すべき土地もなく、また農業上の効率的な利用にも支障なく、農地の集団化、農業の効率性等利用上の支障はないと認められるなど要件を満たしており、やむを得ないものと判断いたしました。

番号3でございます。46ページおよび67ページから75ページをご覧ください。今津地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は、田660平米でございます。事業者、土地所有者につきましては67ページの調整調書記載のとおりでございます。整備内容につきましては、ドッグランの整備を今津町下弘部において行うものであります。位置図は報告・議事案件資料集73ページから74ページを併せてご覧ください。転用予定者の自宅の隣地にドッグランを整備するものでございます。事業拡大のため管理ができる自宅近くで設置場所を検討した結果、隣地の当該地になったものでございます。法第13条第2項の規定に基づき除外が適当であるか検討させていただいたところ、申し出の土地は規模条件等から見て最も適した土地で代替すべき土地もなく、また農業上の効

率的な利用にも支障なく、農地の集団化、農業の効率性等利用上の支障はないと認められるなど要件を満たしており、やむを得ないものと判断いたしました。

続きまして、番号４でございます。４７ページおよび７６ページから８４ページをご覧ください。高島地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は、田１７３平米でございます。事業者、土地所有者につきましては７６ページの調整調書記載のとおりでございます。整備内容につきましては、資材置場の整備を鹿ヶ瀬において行うものであります。位置図は報告・議事案件資料集７５ページから７６ページを併せてご覧ください。転用予定者の事業所の隣地に資材置場を整備するものでございます。建築業を営む中で、近くで資材置場が必要であることから設置場所を検討した結果、隣地の当該地になったものでございます。法第１３条第２項の規定に基づき除外が適当であるか検討させていただいたところ、申し出の土地は規模条件等から見て最も適した土地で代替すべき土地もなく、また農業上の効率的な利用にも支障なく、農地の集団化、農業の効率性等利用上の支障はないと認められるなどの要件を満たしており、やむを得ないものと判断いたしました。

続いて、番号５でございます。４８ページおよび８５ページから９３ページをご覧ください。新旭地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は、田８５８平米でございます。事業者、土地所有者につきましては８５ページの調整調書記載のとおりでございます。ここで議案書の記載内容に誤りがございました、一部訂正をさせていただきたいので確認をお願いしたいのですが、議案書の９１ページ、平面図なんです、吹き出しで内容が資材置場となっておりますが、正しくは駐車場です。同じく９２ページの平面図につきましても、内容を資材置場としておりますが、正しくは駐車場です。訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。今回の整備内容につきましては、駐車場の整備を新旭町北畑において行うものであります。位置図は報告・議事案件資料集７７ページから７８ページを併せてご覧ください。転用予定者の事業所の隣地に駐車場を整備するものでございます。現駐車場は土地所有者へ返却することになり、近くで駐車場が必要であることから設置場所を検討した結果、隣地の当該地になったものでございます。法第１３条第２項の規定に基づき除外が適当であるか検討させていただいたところ、申し出の土地は規模条件等から見て最も適した土地で代替すべき土地もなく、また農業上の効率的な利用にも支障なく、農地の集団化、農業の効率性等利用上の支障はないと認められるなど要件を満たしており、やむを得ないものと判断いた

	しました。以上、番号 1、番号 2、番号 3、番号 4、番号 5 につきましては、市役所内、農協等の関係部署におきまして除外をすることについて止む無しという判断をいただいております、また滋賀県高島農業農村振興事務所より事前協議の結果、変更内容は適当であると認められております。この度、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くものとしてされておりますことから、農業委員会総会におきましてご意見をお伺いするものでございます。以上、私の説明とさせていただきます。
会長	それでは以上で説明が終わりました。これより、議案第 13 号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」を審議いたします。本件につきまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言ください。ございませんか。
中田委員	私の方から 1 点だけ確認をさせていただきたいんですけども、3 番のとなんですけれどね、利用目的がドッグランというんですか、犬の散歩コースかなというふうに思うんですけども、これ農地については私はやむ無しというふうには考えているんですけども、目的がドッグランですし、近くにご本人の住宅地もあるんですけども、居住地もあるんですけど振興地が東側にずっとあるんですけども、この目的通りこれが除外されて 5 条転用になったときに、ここで 5 条の目的達成できるというのか、地域の了解というのは、そこそこ得られているのでしょうか。まあ平たく言いますと、私の考え方なんですけども、振興地域除外でここで協議してオッケーと言って、除外できましたので 5 条あげたらそれはあきませんというわけにいかんと思っていますので。その辺のところで、ちょっとこの時点で確認ができておりましたら教えていただきたいと思うんですけど。家を建てるというなら問題ないんですけど。その辺はどうなんでしょう、そこまでいいない？
農業政策課	直接的に、このドッグラン事業をされる周辺地域の方皆さんの了解を得ているかどうかにつきましては、確認はとっておりますが、下弘部区の区長さんおよび下弘部農業組合長さんには代表して同意をいただいている、確認書をもって確認しているというところでございます。
中田委員	ドッグランということで。そうですか、わかりました。 で、ちょっとよくわからないんですけども、これそのままですと通

	ればいいんですけれども、もし農地の変更があがってきたときに、地域の方が騒音とか臭いとかいろんなことで反対がされてきたときに、5条相当で周囲の同意が得られない場合の、許可できませんよという話になってもやむを得ないということですのでよろしいですね、それはそれとして。振興地域除外はそんでいいと思うんです。農業組合長とか区長が同意しているんですから。そのまま今年度中に多分5条であがってくると思うんですけど、あがったときに近隣の同意が得られませんかという話になると、農業委員会としても、5条としてはなかなか下ろしにくいところがあるんで。農地に影響がなければ農業委員会は知らんで、法的には済むんですけども、道義的にそれでいいかなと言われるとちょっと難しいところがあるんで。特に私の所轄しているところですので、その辺のところでも5条の確認をしなければならんという時にひっかかりがないかということだけを、今、農振除外の時に確認させていただきたいだけです。これ同意案件ですんで、その意見書をつけさせていただいて採決をとらせていただくという内容でよろしいですな。意見書ですので。
農業政策課	専門家としてのご意見をお伺いするという事で、こちらの総会でご意見を伺うという位置づけではあります。市といたしましては農振区域の変更、いわゆる市が持っている計画の変更という形でやむなしという判断をさせていただきますので、いったんここで青地から除外することにつきましては、この場で同意をいただいた上で進めていくこととなりますので、今後その5条を申し出された際には、新たに申出内容について審査していくという流れになるかと思えます。
中田委員	そういう意見書を添付させていただいて同意するという事でよろしいですか。意見ですから。
農業政策課	農業委員会様の総意として、そのような意見を付していただくことは、していただければと思います。
会長	そうですね。はい。ということなんですけども、私の今申し上げました発言につきまして、皆様方、農業委員会の意見として添付してよろしいでしょうか。 (異議なし)

会長	他に何かご意見ございますか。それではご意見ないようですので、これより議案第１３号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」採決を行います。まず番号１について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３につきましては、先ほどご同意いただきました意見書を付けさせていただいて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第１３号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」番号１から番号５の案件につきましては、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、全て終了とさせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。 (午後３時４８分 議事終了)

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 16番 _____

議事録署名委員 18番 _____